

令和6年度共同募金（令和7年度事業）配分金を活用した

福祉事業等補助金募集要項

<はとふる補助>

募集期間：令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）

《趣旨》

赤い羽根共同募金は、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間の福祉活動を支援することを目的として配分されています。

久留米市社会福祉協議会では、「くるめ支え合うプラン」で目指す「支え合うところあふれるまち くるめ」の実現に向け、この共同募金配分金の一部を活用した補助事業を行います。

この補助事業により、複雑・多様化する地域の福祉課題に対して、ボランティアグループや福祉団体等が行う福祉活動をさらに活発化し、より多くの市民が安心してその人らしい生活を実現できる「福祉のまちづくり」を目指します。

（1）募集の内容

①補助金の名称

はとふる補助

②補助の目的

ボランティアグループや福祉団体等が自らの活動を活発にし、福祉活動を展開・周知するために団体の運営経費や、新たな事業に対して補助することにより、多くの市民を福祉活動への関心や参加に繋げることを目的とします。

③補助金額

1団体 20万円（対象経費の80%）を上限とする。

④補助対象経費

- ア 会員確保のための取り組みに係る経費
- イ 新規分野の活動のための経費
- ウ 活動規模拡大のための広報・周知への取り組みに係る経費
- エ 社会的課題を解決するための取り組みに係る経費

- オ 団体自身の課題解決のための活動経費
- カ その他、地域福祉の推進を目的とした活動に係る経費

⑤補助の期間

単年度ごとに申請を受け付け、最大2か年の有期補助です。

(2) 応募の条件等

①補助対象となる団体

- ア 久留米市内に拠点を置き、地域福祉活動を行っている団体
- イ 主たる活動範囲が、久留米市内であると共に、複数の小学校区以上の範囲で活動を展開している団体
- ウ 定款または規約、会則等を有する団体
- エ 構成員の人数が5名以上である団体
- オ 過去に久留米市社会福祉協議会から補助を受けたことのない団体
(ただし、団体設立補助及びは一とふる補助1年目の補助は除く)
- カ 暴力団でないこと。又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にない団体

②事業期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに事業完了

③不承認事項

- ア 公費補助を受けている運営費、事業費に重複して補助を受けようとするもの
- イ 団体構成員の相互共済のみを行うもの
- ウ 政治・宗教・組合等の運動のために、その手段として行われるもの
- エ 補助金以外の収入によって必要な事業ができるもの
- オ 運営の基礎、管理の状況等が不十分で対外的に信頼が得られないもの
- カ 営利のために行っているもの

(3) 応募方法

①申請手続

別途様式に必要事項を記入の上、久留米市社会福祉協議会に提出ください(郵送不可)。

- ア 申請書(様式1)
- イ 団体調書(様式2)
- ウ 事業計画書(様式3-1)

エ 事業予算書（様式 3 - 2）

②添付書類等

ア 団体会則等

イ 総会資料（令和 5 年度決算書・事業報告書、令和 6 年度予算書・事業計画書）

ウ 会員名簿

エ 登記簿謄本の写し（NPO 法人のみ）

（4）募集期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）～令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）

（5）選定方法、結果及び通知

申請内容について、共同募金会久留米市支会に設置した「配分審査委員会」で審査を行います。

審査結果については、すべての申請団体に通知します。併せて、補助金交付決定団体には、交付決定通知を送付し、必要な手続きを行います。

（6）提出・問合わせ先

久留米市社会福祉協議会 ボランティアセンター（地域福祉課）

〒830-0027 久留米市長門石 1 丁目 1 番 34 号

TEL (0942) 34-3035 FAX (0942) 34-3090

E-mail heartful@heartful-volunteer.net